

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本的な考え方

急激な少子高齢化の進行や未曾有の大災害による災害対策、防犯対策の意識が高まる中、いつまでも安心・安全で健康に生活でき、ともに支え合い、助け合う社会づくりを具現化するためには、引き続き、市民や関係団体の人々が行政とともに、地域の課題を自分たちの課題として受け止め、その解決に向けて行動していただくことが重要となります。そのためには、今後も行政が地域住民の主体的な活動への支援や、地域での連携が円滑に行なわれるための環境整備など、基盤の充実に取り組む努力が求められています。

第2期計画においても、本市において地域福祉を推進するための基本理念や基本目標を市民や関係団体の人々と行政が共有し、それぞれの地域で取り組める内容については、役割分担を考慮した協働の取組を推進します。これらの取組を通して、本市において、地域福祉が根付いた地域社会の実現を図るため、市民、関係団体、行政等における『共通の指針』として策定するものです。

2. 基本理念

第2期計画においても、第1期計画で掲げた基本理念「人がともに支えあい 安心して暮らせるまち やす」を踏襲し、年代の違いや障がいの有無にかかわらず、人がともに支え合って、家庭や地域の中でその人らしく安心した生活を送ることができる体制を整備する必要があります。

今後も本市において、地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、支え合いや助け合うことができる「安心して暮らせるまち」の実現をめざします。

基本理念

人がともに支え合い 安心して暮らせるまち やす

3. 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 地域で支え合い活動の推進 ～地域福祉活動への市民参加～

人と人とのつながりが希薄になっている現状において、地域福祉活動を進めるためには、市民一人ひとりが自立・自助の考えを持ち、ともに支え合い、助け合いながら、地域の課題に取り組んでいただくことが重要となります。

日常の近所づき合いや日ごろの声かけから、災害時においても地域での支え合い活動に広げられるよう、ボランティア団体等の市民活動への支援や、環境づくり、啓発活動を推進します。

基本目標Ⅱ 地域で安心したサービスの利用促進 ～地域生活を支える仕組みづくり～

すべての市民が住み慣れた地域で暮らし続けられるためには、高齢者や障がい者、子ども・子育て世代などが、適切なサービスを安心して利用できるように支援する必要があります。

地域において、子どもから高齢者まで見守ることのできる仕組みをつくり上げていくことができるよう、市が行う情報提供や相談体制、成年後見制度等の権利擁護の充実を図ります。また、福祉サービス利用援助事業の普及啓発により、支援を求めるすべての市民生活を支える仕組みづくりを推進します。

基本目標Ⅲ 地域と連携した福祉活動の推進 ～地域福祉を育てる支援活動～

地域福祉を継続して進めていくためには、市民・自治会・事業者・行政と、保健・医療・福祉などの関係機関との連携が必要不可欠となります。

地域福祉に関わる幅広い分野の人たちが、協働で各自の役割を果たすことができるよう、社会福祉協議会をはじめとする、各種関係機関・団体との連携や協働への支援を推進します。